（令和８年10月26日時点）

令和8年度 私立学校教員向け奨学金代理返還事業 支援金交付候補者 募集要項 ＦＡＱ

以下の FAQ 以外にもご質問がある場合は、お問合せフォーム からお問合せ下さい。

1. 交付対象者の要件等について

No	質問	回答
1	幼稚園の正規の教員は対象とのことですが、認定こども園の教員は支援の対象になりますか？	認定こども園のうち、**幼稚園型及び幼保連携型**については支援の対象となります。なお、幼稚園教諭の教員免許を有している必要があり、保育士資格のみの場合は対象外です。
2	**任期の定めのある教員** （呼称例：常勤講師・常勤教員・専任講師等で、雇用契約上、雇用期間や雇用更新回数等が規定されているもの）は対象ですか？	募集要項１ページ目に記載されている交付対象者の要件を満たす方であれば、任期の定めがあっても正規の教員となり対象です。 **≪交付対象者の主な要件≫** **（１） 令和７年４月１日以降、正規の教員（※）として新たに採用され、雇用主である学校法人等が加入している私学共済等に加入している方** **（２） 私立学校に１週間当たり５日（定時制にあっては４日）以上勤務している方** **（３） 勤務する学校種別に必要な教員免許を有する方** ※ 東京都生活文化局私学部「私立学校経常費補助金」の算定対象となる「**本務教員**」を指します。ご自身が「本務教員」としていつから採用されたかについては、勤務先の学校事務室の担当者様にご確認ください。
3	**令和６年度以前（令和７年３月31日以前）に正規の教員として採用**された場合は対象ですか？	**令和６年度以前に正規の教員（本務教員）として同じ学校法人等に既に採用されていた方は支援の対象とはなりません**ので、十分ご注意ください。 **≪支援の対象とならない例≫** 令和６年度に任期の定めのある教員（有期雇用の教員）として採用され、私学共済等へは加入済で週５日以上勤務されているなど「本務教員」であった方が、令和７年度より無期雇用に転換された場合 →既に令和６年度より「本務教員」であるため、支援の対象とはなりません。

（令和８年10月26日時点）

No	質問	回答
4	正規の教員（本務教員）として令和７年度以降に新たに採用されたが、１年目だけは単年契約となり２年目以降に任期の定めのない専任教諭として勤務する予定です。支援対象となりますか？	有期の雇用であっても、募集要項１ページ目に記載されている交付対象者の要件を満たす方であれば、１年目から対象となります。 **≪支援の対象となる例≫** 令和７年度に任期の定めのある教員として採用され、私学共済等へは加入済で週５日以上勤務されているなど、令和７年度に「本務教員」となった方が、令和８年度より無期雇用に転換された場合 →令和７年４月１日以降、正規の教員（本務教員）として新たに採用されたため、支援の対象となります。
5	令和８年度に新卒で採用になった教員だけが対象ですか？	**新卒・既卒の区別はなく**、令和７年度４月１日以降、正規の教員（本務教員）として新たに採用された教員が対象となります。
6	都内私立学校の正規教員として採用後、学校法人内での異動により都外の私立学校の正規教員となった場合、支援金の交付はなくなってしまいますか？	本事業は**都内**私立学校の正規教員を支援対象としているため、原則として対象外となります。異動によりご質問のような状況になられた場合、速やかに財団へご連絡ください。
7	交付候補者としての認定を受けたいのですが、現在、**奨学金返還猶予制度や減額返還制度を利用**しています。認定は受けられますか？	今回の**認定申請の時点**で奨学金返還猶予や減額返還制度を**利用中でも、申請要件を満たしていれば認定を受けられます。** ただし、**来年度以降の交付申請時点でこれらの制度を利用していた場合、交付申請は行えません**ので、**令和９年３月31日までにはこれらの制度の利用を中止**してください。
8	これまで奨学金返還を延滞したことがあります。支援の対象になりますか。	交付候補者の**認定申請時点で延滞している場合、交付候補者の認定は受けられません。** また、**毎年度の交付申請時点で延滞している場合、その年度は支援の対象になりません**ので、必ず延滞状態を解消した上で、申請期限内に交付申請してください。なお、過去に奨学金の返済を延滞していた場合においても、これらの申請時点で延滞が解消されていれば、支援対象となります。

（令和８年10月26日時点）

No	質問	回答
9	令和７年４月１日以降に都内私立学校の正規の教員（本務教員）として新たに採用されましたが、本事業の存在を知らず、これまで認定申請を行えていませんでした。今後認定申請することは可能でしょうか？	申請そのものを行えていなかった場合は、直近の募集にて認定申請が可能です。 一方、認定後に申請金額の変更（例：既に一つの奨学金について財団から認定を受けている方が、実際は大学等の在籍時に二つの奨学金の貸与を受け、認定申請の際に両方とも申請できたにも関わらず、片方の申請を失念していた場合における追加申請等）は、行うことができません。
10	前回の申請締切日(令和８年８月31日)の後に新規に採用（本務教員）された場合、支援の対象外ですか？	今回の申請締切日（令和８年12月21日）よりも前に採用されている場合は、支援の対象となります。 申請締切日よりも後に採用された場合は、次年度の募集時に申請が可能です。

2. 支援対象となる奨学金について

No	質問	回答
11	JASSOの第一種奨学金と第二種奨学金を併用していた場合、第二種奨学金を優先的に代理返還してもらうことは可能ですか？	どちらも返還残額が300万円以上ある場合、どちらか一方を選んで申請いただけます。 それ以外の場合は、募集要項４ページ下段に記載のとおり、返還残額に応じてそれぞれの交付金額を決定します。
12	JASSO以外から奨学金の貸与を受けていましたが、支援の対象になりますか？	JASSO以外から貸与を受けた奨学金の支援対象の可否については、財団と奨学金貸与団体で個別に調整の上、最終的に財団として判断しますので、まずは財団までお問い合わせください。 なお、第三者による代理返還が可能な貸与型奨学金であるなど、財団側が必要と考える一定の要件を満たすものに限ります。 また、現時点で財団が支援の対象としている奨学金について、財団ホームページに掲載していますので下記をご参照ください。 支援の対象となる貸与型奨学金について
13	教育ローンは対象となりますか？	本事業では「奨学金」のみを支援対象としており、教育ローンは支援対象になりません。

No	質問	回答
14	令和７年４月１日以降、都内私立学校の正規教員として採用された後、大学等（夜間学部や大学院など）において貸与を受けた奨学金は、支援対象となりますか？	支援対象になりません。本事業は、採用前に貸与を受け、かつ、貸与が終了した奨学金のみを支援対象とするものです。
15	現に、別の団体からも奨学金に関する財政的な支援を受けています。この場合、財団の支援も併せて受けることは可能ですか？	別の団体から受けている財政的な支援の対象部分が、**財団が支援する部分の範囲外であれば、併せて支援を受けることは可能**です。例えば、返還残額が300万円の奨学金の場合、本事業での支援金の額は150万円となり、本事業で支援しない残りの150万円について、他の団体から支援を受けることは可能です。 ただし、どのような団体から支援を受けるのか、本事業の支援対象範囲外のうちどの部分の支援を受けるのか、支援を受ける金額の規模など、ご本人から財団へ個別具体的にご説明いただく必要があります。

3. 申請手続きの方法、提出書類について

No	質問	回答
16	申請フォーム（LoGo フォーム）の操作方法等が分からないのですが、どうすればよいですか？	以下を御確認ください。 （LoGo フォームに関するよくあるご質問）
17	申請内容を間違えて入力したまま LoGo フォームの送信ボタンを押してしまいました。修正したいのですが、どうすればよいでしょうか？	LoGo フォームから申請内容を送信した後は、LoGo フォームからは修正が行えません。もしも修正が必要となった場合は、財団までご連絡ください。 ◇お問い合わせフォーム ◇メールアドレス→dairihenkan@shigaku-tokyo.or.jp なお、LoGo フォームから申請した内容については、LoGo フォームのマイページよりご確認いただけます
18	返還方法が所得連動返還方式の場合、LoGo フォームの返還期間の終期や返還回数の入力はどうすればよいですか？	現時点での見込みを入力してください。

（令和８年10月26日時点）

No	質問	回答
19	認定申請で必要とされるJASSO発行の「返還証明書」や「返還額証明書」について、スカラネット・パーソナルから発行を依頼しましたが、まだ郵送にて手元に届いていません。申請〆切が間近に迫っているのですが、どうすればよいですか？	**原則として、申請〆切後の申請は受け付けられません**ので、十分余裕をもって必要な書類ご準備いただき、申請期限までに必ず申請を済ませて下さい。 なお、JASSOによると、発行依頼からお手元に証明書が到着するまで、概ね10日程度を要する見込みとのことです。
20	JASSOが発行する奨学金返還「**額**」証明書について、スカラネット・パーソナルから発行を依頼する際、**指定期間（※対象期間）の始期・終期を設定**する必要があります。それぞれどのような日付を入力すればよいでしょうか？	**始期は2026年4月1日**と入力してください。どなたも同じ日付となります。 **終期は「奨学金返還証明書」の発行を依頼する時期により異なります**ので、**募集要項4ページ上段**に従って各自設定してください。 この期間の設定を間違えると、再度正しい期間を設定してJASSOへ再発行を依頼する手間が発生し、さらに、財団へ再提出してもらう必要がありますので、募集要項4ページ上段を十分確認してから発行を依頼してください
21	JASSOが発行する奨学金返還「**額**」証明書について、まだ返還が始まっていない場合はどうすればよいでしょうか？	返還は、貸与終了月（大学等を卒業した月）の翌月から数えて7か月後から開始されます。 **まだ返還が始まっていない方は、返還額証明書のみ提出不要**です。なお、**奨学金返還証明書は必ず必要**となりますのでご注意ください。
22	在職証明書の作成方法を教えてください。申請者自らで記入する欄はありますか？	在職証明書は、必ず**財団の指定する様式を使用**し、**勤務先の事務担当者の方に記入・作成してもらう**必要があります。 法人・学校・幼稚園でお持ちの独自様式の使用や、申請者ご自身での記入・作成は認められません。 LoGoフォーム内に財団指定の様式と記入例を添付していますので、両方を事務ご担当者様へお渡しし、作成・発行を依頼してください。 なお、事務担当者様におかれましては、以下の例に従い、**教員の任命責任者様の権限・責任にて発行**していただくようお願いします。 ***例***：*学校法人：**理事長名及び理事長印**による証明* *宗教法人：**代表役員名及び代表者印**による証明* *個人立の幼稚園：個人名（※主に園長先生）及び個人印による証明*

（令和８年10月26日時点）

4. 支援対象となる奨学金について

No	質問	回答
23	代理返還は、毎年いつ頃に行われますか？	認定された年度の翌年度以降、財団と各奨学金貸与団体とで個別に調整の上、**毎年７月頃**に行います。
24	育児休業等を取得した場合、財団から代理返還は行われなくなってしまいますか？	なくなりません。 育児休業、病気休業、病気休暇等を取得しても、代理返還は引き続き実施されます。ただし、懲戒を事由とした停職処分を受けた場合、停職期間分を控除した額で代理返還します。
25	今回の認定を受けた後は、毎年度財団から自動的に奨学金貸与団体に対して代理返還をしてもらえますか？何か別に必要な手続がありますか？	認定を受けた年度の**翌年度以降、支援期間中の毎年度４月末までに財団に対して交付申請**を行っていただく必要があります。その際、奨学金の返還状況及び在職状況等を審査させていただくため、最新の奨学金返還証明書や毎年度４月１日時点での在職証明書等をご提出いただく必要があります。その上で、財団での審査が完了した後に代理返還を行うという流れとなります。毎年度の交付申請に関する手続方法や申請時期等の詳細については、別途認定を受けられた方を対象に、毎年度３月を目途にご案内させていただきます。なお、**毎年度の交付申請が行われない場合・交付申請を忘れてしまった場合等は、財団による代理返還は行いません**ので十分ご注意ください。
26	代理返還の方法について、本要項によると、JASSOの奨学金で定額返還方式を選択している場合は『**先掛返還**』で財団が直接支払う予定とのことですが、『先掛返還』とはどのようなものでしょうか？	先掛返還とは、**返還期日が到来していない割賦金を前もって入金するもの**です。財団からの毎年度の代理返還額に応じて、月々のご本人の口座からの引落しが一定期間中断され、最終返還期日の変動がありません（返還期間や返還終期が変わりません）。なお、『繰上返還』は、返還額に応じて最終返還期日が前倒しされるものであり、先掛返還とは異なるものです。
27	JASSOの奨学金に関して、財団による代理返還支援を受けている間、自分の口座からの毎月の引落しはどうなるのでしょうか？	前問のとおり、財団の代理返還は『先掛返還』により実施するため、**毎年度財団が代理返還を行った以降、一定月数分についてはご本人の口座からの引落しが中断**されます。以下の例を参考にしてください。なお、**財団による代理返還期間中であっても、ご本人の口座から引き落とされる月もあります**ので、ご自身の口座残高については常に確認するなど、残高不足とならないようお願いします（※残高不足による引落不能は延滞とみなされ、毎年度の交付申請が認められない場合があります）。 ***例***：*返還総額350万円、返還期間18年、毎月の口座引落額16,204円、財団の代理返還額年15万円の場合* *▽４月～６月：ご本人の口座からJASSOが16,204円引落し* *▽７月：財団が代理返還額15万円を『先掛返還』によりJASSOへ支払い* *▽７月～３月：**ご本人の口座からの引落し中断**（※15万円÷16,204円≒9.26…→９か月分）* *▽翌年４月：ご本人の口座からJASSOが4,164円引落し（約0.26月分）* *▽翌年５月～６月：ご本人の口座からJASSOが16,204円引落しを再開 ※以降、財団の代理返還が終了するまで繰返し*